

# 国内募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社霧島観光社(以下「当社」という。)が企画・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という。)を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程にたがって運送・宿泊・その他旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。)の提供を受けることができるよう手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット・ホームページ・本旅行条件書(以下「契約書面」という。)  
・出発前にお渡りする確定書面(最終旅程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」という。)によります。

## 2. 旅行契約のお申し込み・ご予約

- 所定の旅行申込書に必要事項をご記入のうえ、後記の申込金を添えてお申し込みいただきます。
- 電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、申込書はご予約の時点で成立しておりますが、当社がご予約の承諾の旨を通知した後、所定の期間内に契約書の提出と申込金のお支払い、会員番号等の通知をしていただきます。期間内に申込金のお支払いがない場合、会員番号等の通知がない場合はお申し込みがなかったものとして取り扱いたします。
- 申込金の額は、日帰りコースは旅行代金全額、その他のコースは10,000円です。なお、申込金は後記する「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱いたします。
- 同一コースにて同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者(以下「契約責任者」という。)  
を定めてお申し込みいただいた場合、特約を結んだ場合を除き、契約責任者が当該団体を構成するお客様(以下「構成者」という。)の旅行契約に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体の旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間でを行います。この場合、契約責任者は所定の期日までに構成者の名簿をご提出いただきます。なお、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、当社は何らの責任を負うものではありません。また、契約責任者が同行し、旅行開始後、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. ウェイティングの取り扱いについての特約

- お申し込みいただいた旅行がその時点で満席等の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取り扱い(以下「ウェイティング」という。)をすることがあります。
- お客様がウェイティングを希望する場合は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」という。)をご確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立し、また、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
  - 当社は、本項1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点で、お客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当いたします。
  - 旅行契約は、当社が本項2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知をお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
  - ウェイティング期間内に旅行契約の締結ができなかった場合は、預り金全額を払い戻しいたします。
  - ウェイティング期間内で当社が旅行契約を締結する旨を回答する前に、お客様からウェイティングの取り扱いを解除する申し出があった場合は、預り金全額を払い戻しいたします。この場合、お客様からのウェイティングの取り扱いを解除する申し出が取消料対象期間内にあっても、取消料をいただきません。

## 4. お申し込み条件

- 旅行開始日時点で15歳未満の方のご参加は、保護者同伴を条件といたします。15歳未満の方が契約責任者となる契約は受け付けません。予約時点で15歳以上18歳未満の方のみでの旅行の場合は、親権者の同意書が必要です。コースにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、一部内容の変更、保護者同伴を条件にさせていただきます。ご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- 特定のお客様層を対象にした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 旅行のお申し込みの際に、慢性的疾患をお持ちの方、健康を損なわれている方、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、補助犬使用の方、おからだの不自由な方等で特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の健康診断書をご提出いただく場合があります。また、お申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。また、現地事情や関係機関等の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のためにお客様の同行を条件とさせていただきます。コースの一部内容を変更させていただきます。又はご負担の少ない他の旅行をおすすめするか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。なお、妊娠中は、お客様ご自身の責任においてご参加いただくことを条件といたします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をお取りいたします。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- お客様のご都合による別行動は原則として承れません。ただし、別途条件でお受けすることもあります。
- お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等について必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 通信契約の場合、お客様のクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金等を提携会社のカード会員規約にしたがって決済できないときは、お申し込みをお断りする場合があります。
- お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- その他、当社、お客様の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 旅行契約の成立時期

- 第2項2)3)の場合のうち、電話又はご来店によるお申し込みの場合は、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立いたします。
- 郵便、ファクシミリ、その他の通信手段でお申し込み・ご予約がなされた場合は下記時点で成立いたします。
  - 事前に申込金のお支払いがあったときは、当社が承諾する旨の通知を発した時。
  - 事前に申込金のお支払いがないときは、申込金を受理した後当社が承諾した旨の通知を発した時。

## 6. 契約書面と最終旅程表のお渡し

- 旅行契約成立後速やかに、旅行日程・サービス、その他旅行条件書および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。
- 本項1)の契約書面を補完する書面として、集合時刻・場所、運送機関の名称・便名、宿泊機関などに関する情報を記載した最終旅程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日から遡って、7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合があります。
- あらかじめお客様の承諾を得て旅行の日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面又は確定情報を記載した最終旅程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合があります。その場合はお客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記録されたことを確認いたします。

## 7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算して遡って14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から遡って14日以前の日以降にお申し込みの場合は、所定の期日までにお支払いいただきます。

## 8. 旅行代金について

- 「旅行代金」とは、募集広告の価格表示欄に「旅行代金」として表示した金額又は「基本代金」として表示した金額と「追加代金」として表示した金額の合計から「割引代金」として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する基礎となります。
- 参加されるお客様のうち、満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上12歳未満の方は小人数代金が適用となります。ただし、コースによって小人数代金を設定しない場合があります。その場合は大人代金が適用となります。また、コースによって幼児代金・乳児代金等の設定をする場合があります。

## 9. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃、宿泊費、食事代、観光料金及び消費税等同税。
  - 添乗員同行のコースにおける添乗経費、団体行動に必要な心付け。
- 上記の費用はお客様のご都合により、一部ご利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 10. 旅行代金に含まれないもの

- 第9項旅行代金に含まれるもののほかは、旅行代金に含まれていません。その一部を例示いたします。
  - コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税(消費税等諸税)・サービス料。
  - 希望者参加型のオプションプラン(別途料金の小旅行)の料金。
  - ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

## 11. 追加代金

- 第8項における「追加代金」は募集広告等に表示した下記のものをいいます。
  - 1名又は2名部屋を使用される場合の追加代金。
  - ホテル又はお部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
  - 「食事なしプラン」「観光なしプラン」を基本とする場合の「食事付プラン」「観光付プラン」等の追加代金。
  - その他「○○プラン」「○○追加代金」と追加代金を表示したものを。

## 12. 旅行契約内容の変更

旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行の日程・サービスの内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

## 13. 旅行代金の変更

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 本項1)の定める適用運賃・料金の減額がなされたときは、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- 旅行内容が変更され、実施に要する費用が減少したときは、その差額だけ旅行代金を減額いたします。
- 第12項旅行契約内容の変更により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のみにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすてでなくお支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、運送・宿泊期間中または当該旅行サービスの提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他諸設備の不足が発生したとき、運送・宿泊変更等の利用人員により旅行代金員が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金の額を変更いたします。

## 14. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合お客様は所定の用紙に必要事項をご記入のうえ、所定の手数料とともに当社に提出していただきます。
- 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を承継することとなります。

## 15. お客様による旅行契約の解除

- 旅行開始前の解除
  - お客様は、第16項に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除のお申し出は当社営業時間内にお受けいたします。
    - 次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
      - 第12項旅行契約内容の変更に基づき契約内容の重要な変更がある場合。ただし、その変更が第24項旅程保証の別表2左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
      - 第13項旅行代金の変更に基づき旅行代金が増額されたとき。
      - 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となる恐れが大きいとき。
      - お客様に対し第6項契約書面と最終旅程表を同様に規定する日までにお渡ししなかったとき。
      - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行の実施が不可能になったとき。
      - 本項1)のイ)により旅行契約が解除されたときは、旅行代金又は申込金から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料を申込金で購入しないときは、その差額を申し受けます。また本項1)のイ)により旅行契約が解除されたときは、旅行代金又は申込金全額を払い戻しいたします。
- 旅行開始後の解除
  - お客様のご都合により途中で離脱された場合は、権利放棄とみなし一切の払い戻しをいたしません。
    - お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、取消料を支払うことなく、当該不可能の旅行サービスを提供に関する部分の契約を解除することができます。
    - 本項2)のイ)において、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができる部分にかかわる金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすてでなくお支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に関わる金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

## 16. 取消料

- 旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合は、旅行代金に対してお一人につき別表1の利率で取消料をいただきます。
- 所定期限内にお客様のご都合で出発日・コース変更をされる場合は、上記取消料の半額が適用されます。
- 旅行代金が期日までに支払われなときは当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものと、取消料と同額の違約料をいただきます。
- 旅行開始後、約款の別紙特別補償規定第二条第三項目に規定する「サービスの提供を受けることを開始した日」以降をい、添乗員又は係員が受付を行う場合は、その受付完了時以降をいいます。

## 17. 当社による旅行契約の解除

- 旅行開始前の解除
  - お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは第16項に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
    - 次における場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
      - お客様が当社の明示した性別、年齢、資格、技能、その他の旅行参加条件を満たしていないとき。
      - お客様が病氣、必要な介助者の不在、その他の事由により旅行に耐えられないと認められるとき。
      - お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
      - お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
      - お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算して遡って、13日目にあたる日より前に旅行中止の通知をいたします。
      - スキーを目的とする旅行における降雪量不足のように、予め明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
      - 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
      - お客様が第4項お申し込み条件9)に該当することが判明したとき。
      - お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
      - お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為、又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
      - 本項1)のイ)により旅行契約を解除したときは、旅行代金又は申込金全額を払い戻しいたします。
- 旅行開始後の解除
  - 次に掲げる場合において、お客様に予め理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
    - お客様が病氣、介助者の不在、旅行の中止により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
    - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等による指示への違背、添乗員等又は他の旅行者に暴行・脅迫等により団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
    - 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。

- d)お客様が第4項お申し込み条件9)に該当することが判明したとき。
- e)お客様が当社に対して暴力的な行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- f)お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為、又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- イ)当社が本項2)のA)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様間の契約関係は将来に向かってのみ消滅いたします。即ち、お客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。
- ウ)解除の効果および払い戻し
- 本項2)のA)により旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に、取消料、違約料等で既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに関する費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料、違約料等による費用を差し引いたものを払い戻しいたします。
- エ)本項2)のA) a)、c)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

## 18. 旅行代金の払い戻し

- 当社は、お客様に払い戻しが生じたときは次のとおり払い戻しいたします。
- 1)旅行開始後の旅行契約解除による払い戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。
  - 2)旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払い戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内の払い戻しいたします。
  - 3)クーポン類のお引き渡し後の払い戻しについてはお引き渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払い戻しができないことがあります。
  - 4)本項1)2)の規定は、第20項当社の責任又は第22項お客様の責任で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 19. 旅程管理

- 1)当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するために、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
  - A)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められたときは、旅行契約に従って旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
  - B)本項1)のA)の措置を講じたにも関わらず契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、当初の旅行日程の趣旨にかかわらず、また旅行サービスの内容を変更するときは、当初の旅行サービスと同様となるよう努めます。
- 2)お客様は団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するため当社の手配に従っていただきます。
- 3)コースにより添乗員等を同行させて、本項1)に掲げる業務のほか、当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。添乗員等を業務に従事する時間は、原則として8時から20時までとします。
- 4)旅行中のお客様が、疾病・傷害等により保護を要する状態にあるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## 20. 当社の責任

- 1)旅行契約の履行にあたり、当社又は当社が手配代行させた者が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に通知があったときに限ります。
- 2)お客様が次に掲げる事由により損害を被られたときは本項1)の責任を負うものではありません。
  - A)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、伝染病による隔離、運送・宿泊機関のサービス提供の中止又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは中止
  - B)自由行動中の事故
  - C)食中毒
  - D)盗難
  - E)運送機関の遅延、不通、経路変更によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮
- 3)当社は、手荷物に生じた本項1)の損害については、本項1)の規定に関わらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合は除く)として賠償いたします。

## 21. 特別補償

- 1)第20項1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」で定めるところにより、当社が実施する募集型企画旅行に参加中にその生命、身体に被られた一定の損害につきましても、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円をお支払いいたします。また、所定の身の回りに損害を被ったときは損害補償金(15万円を限度、ただし一個または一対についての補償限度は10万円、3,000円を超える場合は対象外)をお支払いいたします。ただし、現金、クレジットカード、クーポン券、その他約款の別紙「特別補償規定」第18条2項に定める品目については補償いたしません。
- 2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、無免許運転、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、疾病等によるもの、募集型企画旅行の旅行日程に含まれる場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗等のほか、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、本項1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- 3)当社が、第20項当社の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害補償金の一部(又は全部)に充当いたします。
- 4)当社は、契約書面および最終旅程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明記された日(以下「無手配日」といふ)については、当該日にお客様が被った損害については、補償金が支払われない旨を明記した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

## 22. お客様の責任

- 1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- 3)お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスに記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地にて速やかに当社、当社の手配代行者、旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。
- 4)旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに現地における当社連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

## 23. オプションプランまたは情報提供

- 1)募集型企画旅行参加中のお客様を対象に、別途参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行(以下「オプションプラン」といふ)は、募集広告等で「旅行企画実施」当社と明示いたします。オプションプランに対する第21項の適用については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- 2)オプションプランも第16項1)の取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は100%となります。
- 3)募集広告等でオプションプランの企画・実施が当社以外である旨を明示した場合は、第21項の規定は適用いたします。ただし、当社の実施する募集型企画旅行ではございませんので、当該オプションプランに関する主催者の責任及びお客様の責任はすべて、当該運営管理会社の定めによります。
- 4)当社は、募集広告等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載する場合がございます。この場合、当該可能なスポーツ等によりお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項特別補償の規定は適用いたしません(ただし、当該オプションプランのご利用が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨最終旅程表等に記載した場合は除きます)が、それ以外の責任は負いません。

## 24. 旅程保証

- 1)当社は、別表2左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次のア)、イ)、ウ)で規定する変更を除きます)は、第8項で定める「旅行代金」に別表2右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、当該変更について当社に第20項1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになったときは、変更補償金とはならず、損害賠償金の全部又は一部としてお支払いいたします。
- ア)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。(ただし、サービスの提供が行われているにも関わらず、運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したときによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします。)

  - a)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令
  - b)欠航、不通、休業など運送・宿泊機関のサービス提供の中止
  - c)遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - d)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

- イ)第15項お客様による旅行契約の解除・第17項当社による旅行契約の解除の規定に基づき旅行契約が解除された部分に関わる変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
  - ウ)契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になつた場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 2)本項1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第8項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限といたします。また、旅行者一名の旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
  - 3)本項1)2)に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、お客様の同意を得て、金銭に代りに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合があります。
  - 4)当社が本項1)の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第20項当社の責任の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が受領すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

## 25. 通信契約

- 1)当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といふ)のカード会員(以下「会員」といふ)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といふ)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件と次の点で異なります。(受託旅行者により当該取り扱いができない場合があります。また、取り扱いできないカードの種類に制約がある場合があります。)
- 2)お申し込みの際、「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- 3)通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約の申し込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話などの電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
- 4)通信契約でのカード利用日とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金などの支払い又は払戻を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- 5)通信契約を締結した場合で、お客様の有するクレジットカードが無効であるなど、お客様が旅行代金等に関わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなかったときは、当社は通信契約を解除し、第16項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- 6)通信契約を締結した後に旅行代金の減額又は通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約に従ってお客様に当該金額を払い戻しいたします。この場合、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払戻し額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日といたします。

## 26. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレット等に明示した日付となります。

## 27. 個人情報の取り扱いについて

- 1)旅行の受付に際し、所定の申込書にてお申し込みいただいた旅行サービスの手配及びサービスの受領のために必要となる個人情報をお客様よりすべてご提供いただきます。ご提供いただいた個人情報には、お客様のご連絡に利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関・保険会社等に、電子的方法等により提供いたします。このほか、①商品やキャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見・ご感想等アンケートのお願い、③特典・サービスの提供、④統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。また、旅行手配、統計処理等の業務を委託する場合があります。
- 2)旅行先でのお買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を、守秘義務契約を締結した土産物店に提供する場合があります。この場合、お客様の個人情報を予め電子的方法等で提供いたします。

## 28. その他

- 1)お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- 2)お客様の便宜を図るため土産物店にご案内する場合がありますが、お買い物はお客様の責任で購入していただきます。
- 3)旅行開始後に悪天候等お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合は、第15項お客様による旅行契約の解除(2)のウ)の規定により、当該旅行サービスに対して取消料、違約料など支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等はお客様の負担となります。
- 4)お客様がホテル等で酒類・料理・その他サービスを追加された場合、消費税等の課税が課せられます。
- 5)当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- 6)特に記載のない限り、他のお客様との相部屋は行いません。

## 29. 国内旅行保険加入のおすすめ

安心してご旅行していただくため、お客様ご自身で保険をかけるようおすすめいたします。

別表1

取消料	旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除又は無連絡不参加
	～21日前	20～8日前	7～2日前			
宿泊	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%
日帰り	無料	550円	旅行代金の30%	旅行代金の50%	旅行代金の100%	

別表2

当社が変更補償金を支払う変更	1件当たりの率	
	旅行開始日前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地、又は観光施設(レストランを含む)、その他の旅行目的地的変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級、又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類・名称の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港、又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類・名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧上記①～⑦に掲げる変更のうち、契約書面の「アータイル中」に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1:契約書面の記載内容と最終旅程表の記載内容との間又は最終旅程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱いたします。
- 注2:1件とは、運送機関の場合1乗車船ごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件といたします。
- 注3:③又は④に掲げる変更にかかわる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4:④又は⑥もしくは⑦に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件といたします。
- 注5:⑧に掲げる変更については、①～⑦の料率を適用せず、⑧の料率を適用いたします。



**霧島観光社**

鹿児島県知事登録旅行業第2-30号  
株式会社霧島観光社

〒892-0847鹿児島市西千石町1番24号